

すわほうじん

平成29年5月1日発行 第132号

一般社団法人 諏訪法人会

■ 主な内容

《平成29年度税制改正の概要》

一億総活躍社会の実現に向けての「働き方改革」と「イノベーション」

《税務署だより》

税務署窓口へ税務関係書類を提出される際の「提出票」作成のお願い

《諏訪法人会会員の皆様へのお知らせ》

法人会会員は、自主点検チェックシートを活用しましょう

《告知板》

第5回通常総会のお知らせ・青年部 女性部各総会のお知らせ

132
2017/MAY.



映画「テルマエ・ロマエII」に登場した“片倉館”(国指定重要文化財)



税のオピニオンリーダーとして 国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス 国税は申告も納税も会社のパソコンで!

平成29年度 税制改正のあらまし



与党の「平成29年度税制改正大綱」が平成28年度12月22日に閣議決定され、29年3月27日、国税と地方税の平成29年度税制改正法が可決・成立しました。今回の改正では、中小企業向け税制や事業承継に関する見直し等法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。本年度は、安倍内閣が掲げる、一億総活躍社会の実現に向けての「働き方改革」と「イノベーション」がキーワードです。

法人税関係

1. 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備(A類型)」や「収益力強化設備(B類型)」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①中小企業等経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	①中小企業等経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置(160万円以上、販売開始10年以内) 測定工具・検査工具(30万円以上、販売開始5年以内) 器具備品(30万円以上、販売開始6年以内) 建物附属設備(60万円以上、販売開始14年以内) ソフトウェア(70万円以上、販売開始5年以内) 	
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却又は7%税額控除(資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%)の選択適用	

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置(1台160万円以上) 測定工具及び検査工具(1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) 一定のソフトウェア(一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) 内航船舶(取得価格の75%が対象)
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 資本金3000万円超の中小企業30%特別償却

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業に供した場合に適用されます。

2. 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等(所得金額が年間800万円以下)の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。

3. 中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

主な中小企業向け租税特別措置

- ①中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)
- ②中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③中小企業者等に係る法人税の軽減税率(税率19%→15%)
- ④中小企業投資促進税制
- ⑤中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例等

(※)なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、該当する企業は、租税特別措置の適用が停止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

4. 研究開発税制等の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、試験研究費の定義を見直し、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発に係る試験研究費が支援対象に追加されます。例えば、気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報の配信などが考えられています。

また、「総額型」の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率に応じて税額控除率を6～14%の範囲(現行:8～10%)で変動する仕組みとされます。

このほか、上乗せ措置については、「試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)」を廃止した上で、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)」の適用期限が、2年間延長されます。

研究開発税制の概要

<p>【総額型】</p> <p>①税額控除率は試験研究費の増減に応じ6～14%の範囲で変動(中小法人12～17%)。</p> <p>②控除限度額は法人税額の25%(一般試験研究費)。中小法人は10%上乗せ(増加率5%超の場合)。* また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0～10%上乗せ。* (*)高水準型との選択適用</p> <p>③対象となる試験研究は、従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。</p> <p>【増加型】：廃止 【高水準型】：2年間延長</p>
--

適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

5. 所得拡大促進税制の見直し

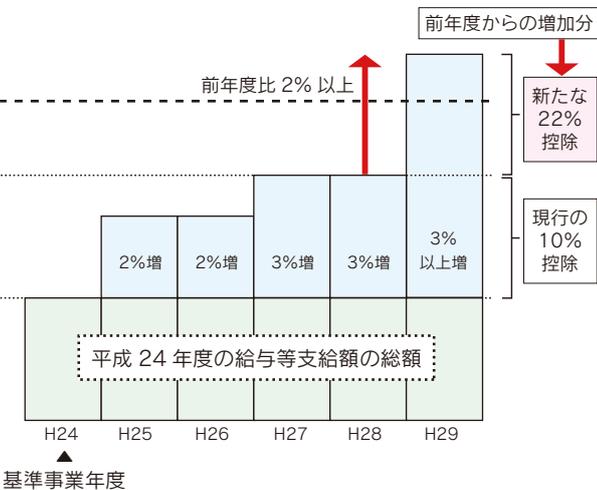
企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されます。同税制は、基準事業年度(平成24年度)の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度です。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乗せした12%税額控除、中小企業は12%上乗せした22%税額控除が適用できます。

なお、賃上げ率が2%未満の場合、大企業は同税制の適用が受けられなくなりますが、中小企業は平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、現行の10%税額控除が受けられます。

所得拡大促進税制の概要

<中小企業・賃上げ2%以上の場合>



適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

6. 定期同額給与の範囲の見直し

役員給与について、法令等の改正により期中の税や社会保険料に変更があった場合、手取り額に増減が生じないように支給額を変更すると定期同額給与として認められませんが、定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が加えられます。

この範囲の見直しにより、期中に税や社会保険料に変動があった際、源泉徴収等の後の金額、いわゆる手取り額を変えずに役員給与を支給する場合でも定期同額給与として認められます。

適用時期

平成29年4月1日以後に支給等をする給与について適用されます。

所得税関係

1 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働き方が様々な面で多様化しているなか、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円(給与収入1120万円)から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1000万円(給与収入1220万円)を適用上限額とする仕組みとされます。また、配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満(給与収入103万円超141万円未満)から38万円超123万円以下(給与収入103万円超201万円以下)に見直されます。

(単位は万円)

	配偶者の給与収入	本人の給与収入				
		1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超	
配偶者控除	103万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし	
		48	32	16		
配偶者特別控除	150万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし	
	155万円以下	36	24	12		
	160万円以下	31	21	11		
	167万円以下	26	18	9		
	175万円以下	21	14	7		
	183万円以下	16	11	6		
	190万円以下	11	8	4		
	197万円以下	6	4	2		
	201万円以下	3	2	1		
	201万円超	配偶者の給与収入が適用上限額を超えているため適用なし				

適用時期

平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されます。

2. 医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用において、確定申告書の提出の際に必要な、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示」が、「医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付」に見直されます。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できます。ただし、確定申告期限等から5年間、税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合は、領収書の提示又は提出をしなければなりません。

適用時期

平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付等でも、医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できる経過措置が設けられています。

相続・贈与税関係

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 災害や取引先の倒産等の影響による雇用要件等の緩和措置

事業継続要件である5年以内の間に経営環境が変化（事故、災害、取引先の倒産等）した場合も原則として雇用要件が課されることを踏まえて、災害や取引先の倒産等が生じた場合にも対応できるよう、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和するセーフティネット規定が整備されます。災害で被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により納税猶予の取消リスクを軽減し、災害・事故・取引先の倒産等で売上高が減少した場合は減少割合に応じて雇用要件が緩和されます。

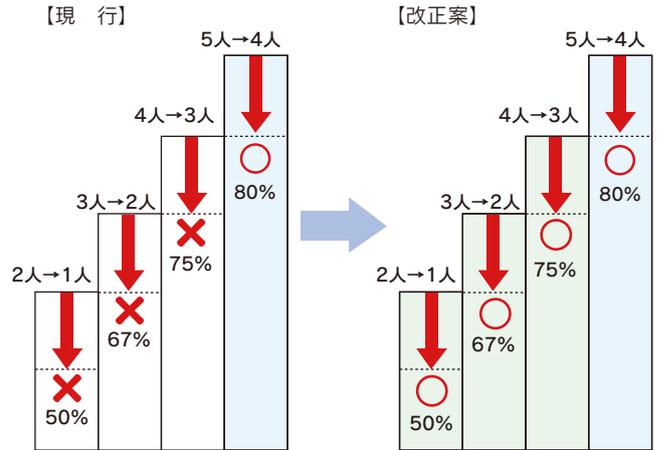
(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に

早期かつ計画的な事業承継の促進のため、生前贈与へのインセンティブを強化し、新たに贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が認められます。この見直しにより、仮に事業継続要件である5年以内の間に雇用要件等を満たせずに納税猶予が取り消された場合でも、相続時精算課税制度を利用して税負担を軽減させることができます。

(3) 雇用要件の計算方法の見直し

企業の人手不足における影響などを考慮し、雇用要件における、雇用の8割以上を5年間平均で維持する計算方法を見直し、従来は端数を切り上げていたところを、端数を数えないこととなります。これまでの端数切り上げでは、例えば、従業員数が2～4人の会社の場合、1人でも従業員が減ると要件を満たしませんでした。端数を数えない形とすることで1人減った場合でも要件を満たすこととなります。

雇用要件の見直し（従業員数5人以下のケース）



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、納税猶予制度は適用できません。

(4) 認定相続承継会社の要件の見直し

現行制度では、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた後、事業承継後5年が経過しても、先代死亡時に相続税の納税猶予制度へ切り替えるには、引き続き中小企業であることや非上場会社であることが要件となっています。これらの要件は企業の成長を阻害しかねないため、廃止されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用されます。

2. 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価について、上場会社のグローバル連結経営の進展や、株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直されます。

具体的には、類似業種比準方式について、以下の見直しが行われます。

- ①類似業種の上場会社の株価について、現行に「課税時期の属する月以前2年間の平均」が加えられます。
- ②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、連結決算が反映されます。
- ③配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について、1：1：1（現行は1：3：1）とされます。

また、評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に相続等により取得した財産の評価に適用されます。

3. 相続税の物納財産の順位と範囲の見直し

相続税の物納財産に充てることができる財産の順位と範囲が見直されます。

現行、第2順位とされている「株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等」について、国債・地方債・不動産・船舶と同じ第1順位とされます。

また、「投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等」について、新たに物納財産の範囲に加え、これらについても第1順位とされます。

適用時期

平成29年4月1日以後に物納の許可を申請する場合に適用されます。

地方税

1. 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例の拡充

平成28年度税制改正で創設された中小企業者等が取得する生産性向上設備に係る固定資産税の特例（当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減）が拡充されます。

対象設備に、これまでの機械装置に加え、地域と業種を限定した上で、一定の測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるもの）が追加されます。機械装置については、引き続き全国の全業種が適用対象となります。

なお、同特例は経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

中小企業者等の固定資産税の特例の適用範囲

	販売開始	取得価額	生産性要件
機械装置	10年以内	1台又は1基が160万円以上	旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上
測定工具 検査工具	5年以内	1台又は1基が30万円以上	
器具備品	6年以内		
建物附属設備 (償却資産として課税されるものに限り)	14年以内	一の取得価額が60万円以上	

地域	業種
最低賃金※が全国平均未満	全ての業種
最低賃金※が全国平均以上	労働生産性が全国平均未満の業種のみ

(※) 最低賃金の全国平均は823円（平成28年度）。最低賃金が全国平均以上の地域は東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都の7都府県

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得した場合に適用されます。

2. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物（いわゆるタワーマンション）の固定資産税については、実際の取引価格は高層階になるほど高くなる傾向にあるにもかかわらず、床面積が同じであれば高層階でも低層階でも税額は同額となっています。このため、実際の取引価格を踏まえた按分方法に見直し、一棟全体での固定資産税の額の合計は変わらない仕組みとされます。

高さが60メートルを超える建築物について、以下の計算式で税額を求めます。また、区分所有者全員による申出があった場合には、申し出た割合により、建築物に係る固定資産税額を按分することも可能とします。

なお、都市計画税・不動産取得税についても、同様の措置が講じられます。

居住用超高層建築物の固定資産税の計算方法

現行	各住戸の税額＝ 一棟の税額 × 各住戸の専有床面積 / 専有床面積の合計
改正案	各住戸の税額＝ 一棟の税額 × 各住戸の専有床面積 × 階層別専有床面積補正率※ / 専有床面積（補正後）の合計

(※) 1階を100とし、階が一つを増すごとに、39分の10を加えた数値

適用時期

平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物について適用されます。（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除きます）。



税務署だより

税務署窓口へ税務関係書類を提出される際の「提出票」作成のお願い

平成29年1月以降、納税者の方が税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される際には、以下のとおり「提出票」を記載・提出していただくこととしましたので、御協力の程お願いいたします。

施策の概要

平成29年1月から、税務署に多くのマイナンバー記載書類が提出されることとなり、税務行政において社会保障・税番号制度が本格化しております。

これを契機に、重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された書類を従来にも増して厳格に管理する必要があることから、納税者(税理士)の方が税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される際には、併せて「提出票」の記載・提出をお願いすることとしたものです。

施策の開始時期

諏訪税務署における本施策は、平成29年2月1日から実施しております。



総合窓口での流れ

- ① 税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で税務関係書類を提出される際、「提出票」を作成し、提出書類に併せて提出してください。
※「提出票」は、税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)でお渡しします。
- ② 受付担当者が、提出書類の概要を「提出票」に記録するとともに、提出書類の收受手続きを行います。

※当該施策の実施により、税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)における收受手続きについて、従来よりお時間がかかりますが、納税者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※申告書・届出書等の税務関係書類は、郵送又は安心・便利・確実なe-Taxによる提出を是非ご利用ください。



提出票見本

納税者記載欄

(申告書等提出票)

本票中の記載をお願いいたします。

① 申告書等に記載した氏名(法人名)と電話番号を記載してください。

氏名・法人名
(納税者(個人)・
納税法人名)

税理士又は
税理士法人名
※税理士の方が法人名(個人)を記載していただく。

電話番号
※税理士の方が住所がある場合は、税理士
の方の電話番号を記載してください。

② 該当する場合はチェックしてください。

マイナンバー記載書類の提出あり
 申告書等の控えを持参あり

マイナンバーの記載がない
申告書等の書類を提出する
場合は、提出の際、本人確認書類の提示
又は印しの添付が必要に
なります。

【税務書類種別】

課税種別 申告所得税 源泉税 法人税 源泉所得税 増徴税
 贈与税 その他

文書種別 申告書 届出書 請求書 決算書 会計表
 収支源計算書 その他()

	提出時		備考	一納税者別 提出時	
	提出時	分限時		提出時	届出時
自付	/	/			
控除書					

納税者記載欄は「記載」欄と「チェック」欄で構成されています。

【記載欄】

- (1)「氏名・法人名」欄
申告書等に記載された納税者の方の氏名・法人名を記載します。
- (2)「税理士又は税理士法人名」欄
※税理士の方が提出される場合のみ記載します。
提出される税理士の方の氏名(税理士法人名)を記載します。
- (3)「電話番号」欄
納税者の方の電話番号を記載します。

【チェック欄】

- 以下の場合に、該当欄にチェックをします。
- ①マイナンバーが記載された書類を提出する。
 - ②申告書等の控えを持参している。

その他

- 提出票は原則として納税者の方1人につき1枚作成してください。

F A Q

Q1 マイナンバーの記載がない書類を提出する場合には作成は不要ではないのですか。

A1 本施策は、社会保障・税番号制度の本格化を契機として開始するものですが、マイナンバーが記載されない書類であっても、納税者の皆様の重要な個人情報記載された書類であることに何ら違いはなく、同様に厳格な書類の管理が必要であると考えているところです。

Q2 どのような場合に「提出票」を作成するのですか。

A2 納税者(税理士)の方が、税務署の総合窓口(管理運営部門の窓口)で申告書・届出書等の税務関係書類を提出される場合に作成をお願いいたします。

Q3 「提出票」の様式を、国税庁ホームページ等から事前に入手することは可能ですか。

A3 様式の体裁が国税局により多少異なることがあるため、国税庁ホームページへの掲載は予定しておりません。

Q4 総合窓口以外に提出する場合、「提出票」を作成する必要はないのですか。

A4 個人課税部門に提出される場合等、総合窓口以外に提出される場合には、原則として提出票の作成は不要です。

第4回 税に関する 絵はがきコンクール

最優秀賞の原小 本間 和さんの作品は、4月7日に鹿児島県で開催された女性フォーラムの会場に展示されました。

法人会女性部は、租税教育活動の一環として「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにし、より理解を深めてもらうことを目的に、諏訪管内の小学校6校の6年生から募集しました。

本年度は、原村原小、下諏訪町南小、岡谷市田中小、茅野市永明小、富士見町本郷小、諏訪市豊田小の6校から、昨年を上回る349枚の応募がありました。

今回で4回目を迎え、年々レベルが高くなり、1月27日の審査会では、新しく諏訪法人会会長賞ができ、花岡会長も加わり、女性部役員、税務署員も審査に難航しましたが、厳選な審査の結果、最優秀賞（女性部長賞）を始めとする22点の入賞作品が決定しました。

入賞者へは、花岡会長、永田部長他女性部役員、税務署長が各校へ出向き、絵はがきとセットになった新しい表彰状と、賞品を手渡しました。

各作品については、確定申告期間中諏訪税務署の待合室に展示しました。



新しくなった表彰状

尚、29年度より「絵はがきコンクール」が、6市町村の租税教育推進協議会から推奨事業として承認され、一層充実したものとして発展することが期待できます。



難航する審査：女性部役員



真剣に審査：花岡会長



税務署での展示風景



最優秀賞(女性部長賞)

原小 本間 和さん



入賞作品のご紹介



税務署長賞

原小 池上 裕雅さん





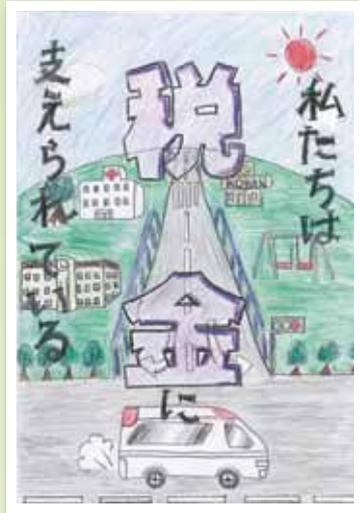
諏訪法人会会長賞

南小 今井 柚希さん



税務協議会会長賞

田中小 高林 璃奈さん



下諏訪南小 表彰式



岡谷田中小 表彰式

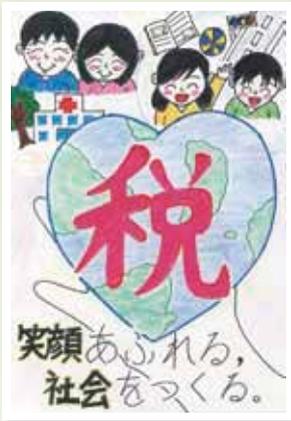


原小 表彰式



ユーモア賞

原小 高橋 奈那さん



南小 田村 純平さん



南小 山田 ひよりさん



南小 関口 葉さん



南小 河西 涼香さん



南小 宮坂 なつみさん



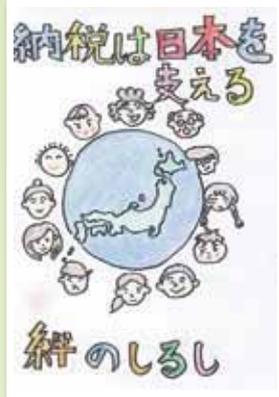


アイデア賞

南小 村山 心菜さん



田中小 早川 菜々海さん



田中小 滝澤 祐花さん



永明小 中村 美羽さん



永明小 伊藤 穂乃花さん



デザイン賞

本郷小 名取 美侑さん



南小 中川 美織さん

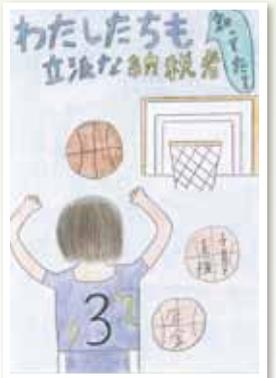


南小 花岡 星河さん



審査員特別賞

豊田小 藤森 千乃さん



豊田小 山岸 ふうりさん



原小 大山 紗羽さん



南小 関 海友さん

税理士会コーナー

知って納得！ 教えて税理士さん！

関東信越税理士会諏訪支部
飯田 昭雄



～所得拡大促進税制～

給与の支給額が前年度より増加している場合、所得拡大促進税制の適用を検討しましょう。

もうすぐ3月決算法人の申告時期が到来します。黒字決算法人の割合もここ数年増加しており、企業によっては賃上げを実施している企業も多く見受けられます。その一方で、中小企業については、なかなか平均給与が上がらない状況も否めません。そんな中打ち出された政策の一つに所得拡大促進税制があります。

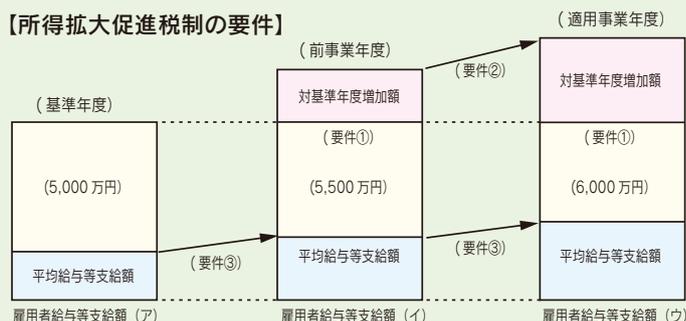
所得拡大促進税制は、賃上げを行った企業へのインセンティブ機能を強化する観点から、平成25年度税制改正で創設されました。当初3年間の時限措置でありましたが、平成26年度、平成27年度の税制改正で要件緩和と2年間の期限延長がされています。

もっとも早く適用が始まる3月決算法人においては、平成29年3月期決算は4回目の適用を迎えることになります。そこで今号では、所得拡大促進税制の内容をQ&Aにより今一度、整理・確認していきたいと思えます。

(社長) 制度の内容を簡単に教えてください。

(税理士) 雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させる等の要件を満たした場合、その増加額の10%を法人税額から控除できます(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)。要件は①～③のすべてを満たす必要があります。

【所得拡大促進税制の要件】



【3要件】

要件① 支給増加額((ウ)-(ア))が(ア)に対して一定割合(増加促進割合)以上増加
 要件② (ウ)が(イ)を下回らない
 要件③ 適用事業年度の平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること
 (継続雇用者のみ判定)

上記の図表の例では税額控除額は100万円となります
 … (6,000万円-5,000万円) × 10%
 ただし法人税額の10%(中小企業者等は20%)を上限
 ※詳しくは経済産業省「所得拡大促進税制のご利用の手引き」をご参照ください。

(社長) 事前の申請は必要ですか？

(税理士) 雇用促進税制のように事前の申請等は必要ありません。ただし、確定申告書に一定の明細を添付する必要があります。

(社長) 役員やその親族の給与等を増加させた場合も適用になりますか？

(税理士) 役員やその親族の給与等増加額はカウントされません。役員等は対象から除かれます。

(社長) 適用の可否を判断する効率的な手順を教えてください。

(税理士) 中小企業を例にとると、まず3つの要件のうち、①適用事業年度の従業員の給与等の額が基準年度(平成24年度)より3%増えているかを確認し、かつ、②前事業年度より給与等が増えているかを優先的に確認します。要件③の平均給与等支給額の判定は複雑になるのでしっかりと集計作業が無駄にならないよう最後に確認するのがよいでしょう。

(社長) 適用年度において事業主都合の離職者がいますが本制度を適用できますか？

(税理士) そのような制限は受けませんので、3要件さえ満たせば適用できます。

(社長) 新規雇用に際し、助成金を受給していますが本制度を適用できますか？

(税理士) 助成金を受けている場合も適用できますが、実際に支給した給与等の額から助成金の支給額を控除して、要件の判定や控除を受ける金額の計算を行うこととなります。

(社長) 設立1期目ですが、本制度を適用できますか？

(税理士) 適用できます。新設法人は、基準事業年度及び前事業年度がありませんので適用がないように思われがちですが、一定の調整計算のもと適用が可能です。

(社長) 賞与の支給も給与等に集計されますか？

(税理士) 集計されます。賞与が前事業年度より増加している場合は適用できる可能性が高くなります。

お得な税情報

平成29年度税制改正

なお、平成29年度税制改正においても、更なる賃上げインセンティブが与えられることになりましたので、今後賃上げを検討されている企業のみなさんは本制度を有効に使えるよう確認しておきたいものです。

原支部
寄稿

各支部ごとに支部事業や地域の行事を紹介。次回は「諏訪支部」です。

焼きマシュマロに誘われて！ハヶ岳山麓でスノートレッキング

原村商工会観光部会では、28年2月5日(日)に「スノートレッキング2017」をハヶ岳自然文化園周辺で開催しました。このイベントは毎年この時期に行い、「誰にでも楽しめる、冬だからできる、冬しかできない遊び」をテーマに、今回で13年目を迎えました。昨今のトレッキングブームで県外からの参加もありました。当日は降雪で、途中からは吹雪となりコンディションは良い状態とはいえませんでした。全員予定されていたコースを完歩できました。



甘い～焼きマシュマロ

最後にはお楽しみの、スウェーデントーチで焼いた特性の焼きマシュマロや、これまたオリジナルのミネストローネ・サンドイッチなどをいただき、心と体を温めました。快晴でのトレッキングとはいかなかったものの、降雪の中でしか味わえない、幻想的な雰囲気が体験でき、貴重な時を過ごす事ができました。



新会員ご紹介 (11月~3月入会)

会員募集中

お取引先、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、是非ご紹介下さい。職員がお伺いいたします。

事業所名	代表者	住所	電話	事業内容
(株)アイテック	岩垂 明彦	岡谷市神明町3-15-11	23-8500	設備業
青柳土木	青柳 卓	岡谷市神明町1-4-8	75-5006	土木
上原広一	上原 広一	岡谷市湖畔1-12-2	23-5786	産業保健カウンセラー
うなぎの天龍	今野 明夫	岡谷市湖畔1-1-6	23-3747	飲食業
SG宮沢	宮澤今朝俊	岡谷市川岸東4-15-33	22-7135	一般機械器具製造業
(株)オスガ設備	齊藤 純一	岡谷市長地権現町1-7-13	27-6622	建設
(株)クレーマシン	橋本 伸也	岡谷市長地6234-19	78-8477	一般貨物自動車運送業
小林精工	小林 久芳	岡谷市川岸上4-7-12	23-1519	製造業
中川金属(株)諏訪営業所	中島 正弘	岡谷市御倉町4-13	21-5823	切削工具
ハーケン工業(有)	長谷川 薫	岡谷市今井11	22-1004	金属製品製造業
半坂FP事務所	半坂 俊晴	岡谷市山下町1-2-2	22-7790	資産管理業
(株)ヒノマルデザイン	茅野 明彦	岡谷市長地片間町2-2-8	28-7851	塗装・建築
(有)寶真亭	木村 正人	岡谷市中央町1-2-2	23-8529	飲食業
毎日新聞岡谷専売所	小口 昌幸	岡谷市堀ノ内1-12-2	78-7870	新聞小売業
ミクナsproパティマネジメント(株)	林 誉英	岡谷市若宮1-7-35	21-6644	不動産業他
(株)若松寿司	坪田 直樹	岡谷市塚間町1-5-21	22-7175	飲食業
ヴァン マルシェ	濱畑 利秀	下諏訪町5312	28-8828	飲食業
KENTARO DESIGN	加藤健太郎	下諏訪町328	27-8797	グラフィックデザイン
山花	山田 賢二	下諏訪町社6642	28-4818	飲食業
エムアイ設備工業	飯塚 道夫	諏訪市中洲732-1	090-1033-2953	設備業
(有)キットウ	伊藤 修郎	諏訪市湖南3099	53-8926	非鉄金属
茶々	藤森美代子	諏訪市大手2-13-2	58-7076	飲食業
(株)ミフジオーエー	藤森 哲也	諏訪市高島2-1268-2	58-2331	事務機器販売保守
Motor kid's YANAGISAWA 柳澤商会	柳澤 秀一	諏訪市豊田1829-1	52-1349	自動車オートバイ
モンシェリ	有賀 文香	諏訪市大手2-13-2	070-6641-3480	飲食業
リップル	藤森英里奈	諏訪市高島2-1252-4	78-1270	鍼灸院
(株)インティ	竹内 毅	茅野市湖東2153	76-2644	発電所
介護付き有料老人ホームラ・ナシカちの	福澤 諒	茅野市塚原2-7-29	82-6002	介護
金原美装	金原 富雄	茅野市湖東1296-8	71-6752	塗装業
ハウステコレーション	名取 淳一	茅野市玉川5229-8	73-9430	建築業
(株)BBホテルズ	井上 哲也	茅野市北山4035	67-2626	ホテル業
(株)フォレストメンテナンス	西村 洋和	茅野市豊平803-1	55-2241	造園工事業
ブリコ(株)	赤堀 高利	茅野市北山5513-159	67-0609	不動産
(合同)未来工房舎	内山 直樹	茅野市北山4902-2	75-1460	ハウスクリーニング業
(株)鎌倉販売店	鎌倉 功	原村5797-5	79-2252	卸売
(株)シノハラ・ファーム	篠原 恵	原村13412-3	79-2931	農業
(合同)ヤツガタケシゴトニ	中村 洋平	原村17217-1640	74-2299	情報通信

SPOT NEWS

スポットニュース

研修会

- ◇決算説明会 (2/2~7)
管内4会場 (岡谷・下諏訪・諏訪・岡谷) で諏訪
税務署との共催で実施。講師は飯田国税調査官

役員会・委員会

- ◇研修委員会 (2/13 河西 正一 委員長)
時局講演会実施について/研修冊子について
- ◇正副会長会 (2/16 花岡 柁好 会長)
会長、監事、会計理事の推薦について/
役員改選について
- ◇税制委員会 (2/17・3/30 山谷 恭博 委員長)
29年度税制改正について/ 30年度税制改正要
望について
- ◇広報委員会 (2/21 三井 一 委員長)
会報132号の発行について
- ◇組織委員会 (3/1 小笠原 弘三 委員長)
28年度会員増強月間での結果/会員増強表彰に
ついて
- ◇厚生委員会 (3/9 伊藤 功 委員長)
厚生制度推進功労者表彰について



- ◇総務委員会 (3/13 林 裕彦 委員長)
28年度本会収支、財務状況、29年度収支予算(案)
について/役員改選について/第5回通常総会に
ついて
- ◇理事会 (3/22 花岡 柁好 会長)
29年度予算承認について/第5回通常総会/役
員改選について

部 会

- 【青年部】
- ◇正副部長会・役員会 (12/1・2/24 深井 孝彦 部長)
27回通常総会について/役員改選について
29年度事業について
- 【女性部】
- ◇正副部長監事会 (3/8 永田 淑子 部長)
29年度事業について/絵はがきコンクール表彰に
ついて/合同例会について/総会について

支部視察研修

- ◇富士見支部 (3/3~4
西村 章 支部長)
東京方面
(防衛省・国立科学博物館・
科学未来館)



- ◇諏訪支部 (3/10~11 高山 猛英 支部長)
近畿方面 (トヨタ関連施設、伊勢神宮)



経営支援事業

- ◇時局講演会 (2/16)
会場 ホテル紅や
講師 国際ジャーナリスト 蟹瀬 誠一 氏
演題 「トランプ大統領誕生でどうなる!」
~今後の世界経済・日本経済・地方経済~



法人会恒例の時局講演会が開催されました。会員の他に一般市民にも開放し、米国時代に築かれた豊富な人脈をつかったの情報を交え、貴重な話が聞けました。不確実性の時代において、いつ、何が起きるか分からないとの事でした。

会員の皆様の地位向上にむけて!

諏訪法人会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう!

- ★諏訪法人会に加入していること ※役員(理事等)の方は、役職名も記載願います。
- ★「自主点検チェックシート」「ガイドブック」を活用しましょう
※チェックシートは、当会ホームページからダウンロードできます

<http://www.suwahoujinkai.jp>

諏訪法人会 で検索いただけます

企業の税務コンプライアンス
向上のために
自主点検チェックシート

諏訪法人会ホームページ
トップページ右側にある
◀このバナーをクリック

(表)

(裏)

14	帳簿書類の名称
帳簿類の備付状況	自主点検チェックシート

16	諏訪法人会会員		
加入組合等の状況	(役職名)	諏訪法人会理事	
	(役職名)		
	営業時間	開店 時	閉店 時
	定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として、国税局の協力を得て「自主点検チェックシート」の活用を推奨しております。自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減につながります。
顧問税理士様へもお伝え下さい。

「すわほうじん 132号」と一緒に、
「くらしの豆知識 2017」を配布します。

※事業所、受付待合室、ロビー、休憩室への備え置きとして最適です。



● 告知板 ●

会費納入のお願い

平成29年度会費納付日につきましては下記のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

- ・ 指定の金融機関口座より口座振替の会員の皆様…… 7月18日(火)
- ・ 金融機関窓口納付の会員の皆様…… 5月下旬納付書送付

納付期限 6月30日(金)

※口座振替での会員の皆様で、領収書が必要の方は事務局までご連絡下さい。

本会第5回 通常総会のお知らせ

期 日：平成29年5月25日(木)

会 場：RAKO華乃井ホテル

◇午後2時00分～ 通常総会<議事および表彰>

◇午後3時40分～ 記念講演会 元衆議院議員 杉村 太蔵 氏

演 題 『バカは生きる』

～爆笑! プライドを捨てた男の人生訓～

◇午後5時20分～ 会員懇親会…… 出席される会員の方は会費3千円です

※総会が成立するためには、会員過半数の出席が必須条件となっております。欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。



女性部第34回通常総会のお知らせ

期 日 平成29年6月23日(金)

会 場 「ぬのはん」

◇午後2時30分～ 通常総会

◇午後3時45分～ 記念コンサート

◇午後5時00分～ 部会員懇親会

青年部第27回通常総会のお知らせ

期 日 平成29年6月15日(木)

会 場 「ミラノサローネ」

◇午後6時30分～ 通常総会

◇午後7時30分～ 部会員懇親会

部会員の皆様には後日正式ご案内いたします

決算説明会のご案内

□岡谷会場 6月5日(月) 岡谷商工会議所

□諏訪会場 6月6日(火) 諏訪市文化センター

※4月～7月決算会社が対象です

□茅野会場 8月3日(木) 茅野商工会議所

□諏訪会場 8月4日(金) 諏訪市文化センター

※8月～11月決算会社が対象です

*時間は午後2時～3時30分です。

*どこでも都合の良い会場へ出席できます。

29年度法人会

「生活習慣病」実施予告

□8月31日(木)・9月1日(金)「諏訪市文化センター」

□9月4日(月)・5日(火)「岡谷長地 柴宮館」

□9月6日(水)・7日(木)「茅野コミュニティセンター」

※詳細は7月頃申込書を送付します。

※ご都合の良い会場をご利用下さい。

編集後記

私は、35年間アパレルの仕事をし、バブル期の良い時代を経験しました。第二の人生は信州と決めました。信州の大自然の美しさ、空気の良さ、歌にもある憧れの特急あずさ、蓼科、安曇野、上高地、白馬、軽井沢、と日本中探してもない、高いブランド力があり、その中より第二の人生と夢を見るため蓼科を選び、フランス料理「オーベルジュ」を19年間続けておりますが、蓼科ブランドが年々低下しつつある様に思い心配しております。

世界は大きく変わりつつあり、先行不透明、人々のライフスタ

イルの変化、少子化による人口減少、又別荘で栄えた地でも今はオーナーの高齢化が進み、ブランド力の低下による別荘の価値観の低下とマイナス要素が多く心配です。

行政、観光協会、商工会など懸命に努力されておりますが、決め手がなく心配しております。観光協会員として知名度アップができる様、微力ながら頑張っていきたいと思っています。

法人会にはいろいろお世話になりましたが、今年度から茅野支部で頑張ります。有難うございました。 広報委員 藤木 健一

転んでも、
起き上がればいい。
何度でも。



長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

DAIDO 大同生命

松本支社 諏訪営業所/諏訪市沖田町3-15 (フロンティアビル3F) TEL 0266-58-7888

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度 **企業保障プラン疾病重点型**

生活障がい保障型L

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

万一の場合はもちろん

◎大同生命の無配当歳満期定期保険 (生活障がい保障型)

所定の「高度障がい状態・要介護状態」の場合に生活障がい保険金をお支払いします! 生存中にお受取り

たとえば、このような場合に生活障がい保険金をお支払いします。



交通事故で
下半身不随
(高度障がい状態)



いんどう
咽喉がん
で
声帯を全摘出
(高度障がい状態)



脳梗塞の後遺症で
歩行・食事・入浴が
1人でできない
(要介護状態)



アルツハイマー病
による所定の
認知症
(要介護状態)

- ◎生活障がい保険金のお支払い事由は、公的介護保険制度における要介護認定の基準や身体障がい者福祉法による身体障がい者手帳の交付基準等とは異なります。
- ◎死亡保険金と生活障がい保険金は、重複してのお支払いはいたしません。
- ◎生活障がい保険金の詳細については、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。
- ◎この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ◎解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。
- ◎この制度は法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。なお、新規ご加入は保険金額3000万円以上、法人契約のみのお取扱いとなります。
- ◎この資料は平成29年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社 松本支社 諏訪営業所/諏訪市沖田町3-15 (フロンティアビル3F) TEL 0266-58-7888

F-28-1039(平成29年3月16日)